



市民参加

市議会 議会事務局

市議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員で構成する議決機関です。年4回(3月、6月、9月、12月)開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会とがあり、市民生活を向上させるために、積極的な活動をしています。

▶ 市議会を傍聴するには

市議会の傍聴を希望する方は、会議の開催日に議会事務局へお越しください。開催日などは、「広報あきしま」、市ホームページ、または、電話で確認してください。

なお、本会議は、インターネットと市役所1階市民ロビーにあるテレビで生中継しています。

▶ 請願(陳情)を提出するには

どなたでも、日頃考えている意見・要望を市議会に提出することができます。議員の紹介があるものが請願、ないものが陳情です。市議会に出された請願など(陳情で内容が請願に適合するものを含む)は、担当委員会で審査され、本会議で採択・不採択を決定します。

提出方法や書き方は、市ホームページをご覧ください。

▶ あきしま市議会だより

市議会の活動をお知らせするため、定例会ごとに発行し全世帯に配布しています。

また、視覚障害のある方のために、市議会だよりの点字版とデイジー版(CD)も発行しています。希望する方は、議会事務局へ連絡してください。

▶ 会議録などの閲覧

本会議の会議録や委員会の記録は、市役所2階行政資料コーナーや市民図書館で閲覧できます。

▶ ホームページでも情報を

市ホームページに、会議の開催予定、本会議で決まつたこと、「あきしま市議会だより」などを掲載しています。また、本会議の映像(生中継・録画配信)の視聴や会議録の検索もできます。



選挙 選挙管理委員会事務局

▶ 選挙権のある方は

日本国民で18歳以上の方は、衆議院議員、参議院議員の選挙権、最高裁判所裁判官の審査権があります。

また、日本国民で18歳以上であり、引き続き3か月以上昭島市内に住所のある方は、市長、市議会議員、都知事、都議会議員の選挙権があります。

※都知事、都議会議員の選挙権は、引き続き東京都内の他の市区町村に住所を移した場合も含みます。

▶ 選挙人名簿

選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない方は、投票できません。選挙人名簿に登録される方は、昭島市内に住所のある18歳以上の日本国民で、住民基本台帳に登録され、登録基準日まで引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方です。

転入した方や市内で転居した方は、忘れずに届け出をし、大切な一票を正しく行使しましょう。

▶ 投票

投票日、投票所などは、全世帯に配布する「選挙特報」で選挙ごとにお知らせします。

また、視覚障害のある方は点字投票、病気やけがなどで字が書けない方は代理投票ができますので、投票所で申し出てください。

▶ 期日前投票・不在者投票

選挙の当日、投票所に行けない方のために、次の制度があります。

期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票所に行けない方は、選挙管理委員会が指定する場所で、事前に投票できます。

不在者投票

・郵便投票

身体に重度の障害があるため投票所に行くことが困難で、一定の要件を満たす方及び介護保険で要介護5に認定されている方は、事前に申請し、選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けると、郵送で投票できます。

・病院などの施設での投票

施設内投票ができる指定を受けている病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で投票できます。

・名簿登録地以外での投票

仕事や旅先での投票を希望する方は、投票用紙などの請求をすれば、仕事や旅先の選挙管理委員会が指定する場所で、事前に投票できます。

情報公開・個人情報保護

法務担当(行政資料コーナーについては総務課総務係)

▶情報公開制度

市民の皆さんのがんの権利を保障する制度で、どなたでも市が保有する公文書の開示(閲覧、視聴、写しの交付)を求めることができます。

開示を希望する方は、公文書を保管している課へ請求してください。

行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階の行政資料コーナーでは、議会の会議録、予算・決算書、事務報告書などを自由に閲覧することができます。

また、有料のコピー機を設置していますので、資料の複写などにご活用ください。

▶個人情報保護制度

個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、市が持つ自分の個人情報について、開示・訂正・利用停止を求めることができる制度です。

開示などを希望する方は、個人情報を保管している課へ請求してください。

監査 監査事務局

▶住民の直接請求に基づく監査

市民の皆さんのが、市の事務の執行について監査を求めたいときは、有権者の50分の1以上の署名を集め、監査委員に対して監査を請求することができます。

▶住民監査請求に基づく監査

市の執行機関や職員に違法または不当な財務会計上の行為があるとき、市民の皆さんのが、この事を証明する書面を添えて、その行為のあった日から1年以内に監査委員に対し監査を請求することができます。

総合オンブズパーソン制度

秘書課オンブズパーソン・人権担当

市政などに関する苦情を、公正かつ中立的な立場のオントブズパーソンが調査し、問題を解決する制度です。ご自身の利害に関する苦情がある方は、どなたでも(お子さんや外国籍の方なども)苦情を申し立てることができます。苦情申立書は市の施設にあるほか、市ホームページからダウンロードもできます。

広報 広報課広報係

▶広報あきしま

行政情報などをお知らせする広報紙「広報あきしま」を、毎月2回(1月・8月は1回)発行しています。全世帯に配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

また、視覚障害のある方のために、広報掲載記事の全文を音読したデイジー版(CD)の「声の広報」(毎号発行)と、記事の一部を点訳した「点字広報あきしま」(月1回発行)を無料で発行しています。希望する方は、広報課広報係へ連絡してください。

▶市ホームページ

市が開催する行事・催し物情報や行政情報、休日や夜間に病気になったときのための当番医など、役立つ情報が掲載されています。また、各種申請書のダウンロードや市政に対する意見・問い合わせにも利用できます。

その他、高齢の方や目の不自由な方も利用しやすく、活用していただけるよう、文字拡大機能や読み上げ機能も備えています。

URL <https://www.city.akishima.lg.jp/>

▶市勢要覧

市を紹介する冊子「市勢要覧」を作成し、販売しています。希望する方は、広報課広報係で購入してください。

広聴 広報課広聴担当

市民の声を聴き、市政に反映させるため、次のような広聴活動を行っています。

▶市長への手紙

市民の皆さんの市政に対する意見・要望・提案を聴き、施策に反映させます。「市長への手紙」は、市の施設や駅(昭島駅、西立川駅)に置いています。郵送やファックス(**546-5496**)でお送りください。

なお、市ホームページ「市民の声」からも意見・要望・提案をお寄せいただけます。

▶要望・陳情

市政に対する要望・陳情などの文書を、直接または郵送(〒196-8511 市役所広聴担当)で受け付けています。受け付けた要望・陳情は、各担当部課に取り次ぎ、回答を行います。文書の形式は問いませんが、宛先を昭島市長とし、内容は簡潔に記載してください。また、次の項目は必ず記入してください。

- ・要望書の件名
- ・提出年月日
- ・氏名(団体の場合は、団体名・代表者名)
- ・住所
- ・電話番号

▶施設見学会

市政をより理解していただくため、市の施設などの見学会を実施しています。15人以上のグループで申し込んでください。

自治会

生活コミュニティ課市民活動推進係

自治会は「住民により自主的に組織された住民のための自治組織」です。それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動を展開しています。快適なまちづくりを進めるには、隣近所の人たちがお互いに認め合い、心を通い合わせることが大切です。自治会に加入して、積極的に活動に参加してみませんか。

▶自治会の活動

- ・子どもの見守りや防災・防犯、環境美化など、個人で解決できない地域の課題について、住民相互が助け合い、考え、協力し合いながら解決するための活動
- ・夏祭りや運動会など、住民が親睦を深めつつ、地域での生活を楽しみ、連帯を深めるための活動 など

地域コミュニティ

生活コミュニティ課市民活動推進係

▶コミュニティ協議会

地域住民の結びつきを深める中で、連携・協力しながら地域のさまざまな課題に対して自主的に解決していく能力を高め、住みよいまちを築いていくことを目指し、地域住民の皆さんのが意見を出し合い協力し合って自主的に活動しています。自治会をはじめさまざまな団体との連携を図り、多くの方の参加を得て地域の課題の解決に向けた活動を進めています。

対象地域

- ・あきしま・街づくり市民会議・なかがみ＝朝日町1～5丁目、中神町1～3丁目、玉川町2・4・5丁目、福島町2丁目の一部、宮沢町2丁目の一部(自治会の区域では、自治会連合会第5・第6ブロック)とその周辺
- ・市立武蔵野会館運営協議会＝青梅線北側の武蔵野、中神町、宮沢町、大神町の一部(自治会の区域では、自治会連合会第15ブロック)とその周辺
- ・コミュニティ協議会まちづくり昭島北＝つつじが丘2～3丁目、宮沢町の一部(自治会の区域では、自治会連合会第17・第19・第20ブロック)とその周辺

市民活動

生活コミュニティ課市民活動推進係

▶市民活動支援事業補助金

市民との連携による住みやすい地域づくりを推進するため、市民団体が自主的に取り組んでいる「地域の課題の解決」や「よりよい市民生活の実現」のための公益的な活動に対し、経費の一部を補助します。

▶アダプト制度(道路・公園などの美化・清掃活動)

道路や公園などを定期的に美化・清掃するボランティア団体(3人以上の市民の方で構成)を募集しています。市は、ボランティア保険への加入や清掃道具・ボランティア袋(ごみ袋)などの提供などで活動を支援します。

▶昭島ボランティアセンター

ボランティア活動や市民活動などを、「する」「したい」とときに便利なところです。

センターの主な事業 相談、広報・ネットワーク作り、講座・イベントの開催、助成事業、活動室などの貸し出し、機材の貸し出し、ボランティア保険

所在地 昭和町4-7-1 あいぽっく2階
(社会福祉協議会内)

電話番号 昭島市社会福祉協議会 **544-0388**

ファックス **543-0003**

開設日時 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

※登録団体に限り、ボランティア活動室(あいぽっく4階)と録音室(あいぽっく2階)は、午前8時30分～午後9時に利用することができます(第2・第4日曜日、祝日、年末年始を除く)。

サロン活動

社会福祉協議会(あいぽっく内) **TEL 544-0388**

▶昭島ふれあいほっとサロン

社会福祉協議会では、居場所づくりと仲間づくりを目的に行う地域のサロン(集いの場)活動を支援しています。

「地域のつながりが生まれる場」として、高齢者向け、児童向け、異世代交流などさまざまなサロンがあります。

活動などについて詳しくは、問い合わせてください。